

○国立大学法人埼玉大学テニュアトラック制に

関する規則

〔平成24年6月21日
規則第4号〕

改正 平成26. 3. 20 25規則50 平成27. 2. 19 26規則72
平成31. 2. 21 30規則19 平成31. 3. 7 30規則34
令和4. 3. 17 3規則40

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）の若手の教員に対し、テニュア獲得のインセンティブを与えることにより、当該教員の教育研究に対する意欲を高めるとともに、その能力及び資質の向上を図り、もって本学における教育研究の高度化及び活性化を期することを目的として導入するテニュアトラック制に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テニュア 任期の定めのない常勤の教員としての身分をいう。
- (2) テニュアトラック制 テニュアの付与に係る審査（以下「テニュア審査」という。）実施を前提として任期を付して採用し、当該審査において可とされた者についてはテニュアを付与し、不可とされた者についてはその者に係る任期の満了をもって退職する制度をいう。
- (3) テニュアトラック教員 テニュアトラック制により採用された教員をいう。
- (4) 部局等 教育学部、人文社会科学研究所、理工学研究科、教育機構、研究機構、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター及び国際本部をいう。
- (5) 教授会等 部局等の教授会又は人事管理委員会をいう。

(テニュアトラック教員の職名)

第3条 テニュアトラック教員として採用する教員の職名は、准教授又は助教とする。

2 前項に定める教員については、テニュアトラック准教授又はテニュアトラック助教と称することができる。

(テニュアトラック教員の任期)

第4条 テニュアトラック教員の任期は、5年とする。

2 前項の規定にかかわらず、テニュアトラック教員のテニュア審査が実施される前に、産前産後の特別休暇期間、育児休業期間、介護休業期間その他学長がやむを得ない事情があると認めた期間（以下「休業等の期間」という。）がある場合

には、テニュアトラック教員の任期（この項の規定により任期を延長した期間を除く。）を取得した休業等の期間の範囲内で延長することができる。

3 前項の取扱いについては、別に定める。

（テニュアトラック制の実施）

第5条 テニュアトラック制を実施する部局等（以下「実施部局等」という。）の長は、あらかじめ、実施部局等においてテニュアトラック制の対象となる研究分野、職名及び任期並びにテニュアを付与した後に雇用する職名及びテニュア審査の基準等を定めるものとする。

2 前項の事項について、実施部局等の長は、事前に学長の承認を受けなければならない。

（公募・選考）

第6条 テニュアトラック教員の採用にあたっては、国際公募により実施部局等が選考を行い、教授会等の議を経て学長が行う。

（同意及び説明責任）

第7条 テニュアトラック教員を採用する場合は、書面により、採用される者の同意を得なければならない。

2 実施部局等の長は、前項の同意を得るにあたっては、実施部局等におけるテニュアトラック制の内容その他必要な事項について、事前に書面により説明しなければならない。

（テニュア審査委員会）

第8条 実施部局等は、テニュアトラック教員の間接評価及びテニュア審査等を行わせるために、テニュア審査委員会を設置するものとする。

（テニュア付与）

第9条 テニュアの付与は、実施部局等の教授会等の議を経て学長が行う。

2 テニュア審査及びテニュア付与に関する教授会等の審議は、原則として採用から5年度目に行い、任期満了日の6ヶ月前までに終えるものとし、実施部局等の長は、その結果を速やかに当該テニュアトラック教員に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、極めて優秀な評価を得て適格と認めるときは、任期の途中であってもテニュアを付与することができる。

（テニュア審査結果に対する異議申立て）

第10条 テニュアトラック教員は、テニュア審査結果に不服がある場合は学長に異議を申立てすることができる。ただし、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、テニュアトラック制に関し必要な事項は、

学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年6月21日から施行する。

附 則（平成26. 3. 20 25規則50）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 2. 19 26規則72）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31. 2. 21 30規則19）

この規則は、平成31年2月21日から施行する。

附 則（平成31. 3. 7 30規則34）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 3. 17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。